

川崎市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和元年川崎市告示第87号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

（1）名称

大師駅前町内会

（2）主たる事務所の所在地

川崎市川崎区大師駅前2丁目13番2号

（3）代表者の氏名

山中 宗一

（4）代表者の住所

川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5-405号

2 変更事項及びその内容

（1）代表者の氏名

「石渡 多加子」を「山中 宗一」に改める。

（2）代表者の住所

「川崎市川崎区大師駅前2丁目9番8号」を「川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5-405号」に改める。